

第 37 号議案

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年育成センター設置条例（昭和35年12月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(位置)		(位置)	
第 2 条 [略]		第 2 条 [略]	
2 センターに、次条第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第 5 号から第 8 号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。		2 センターに、次条第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第 5 号から第 8 号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置

[略]	[略]	[略]	[略]
ひがし分室		ひがし分室	
灘教育相談所	神戸市中央区脇		
なだ分室	浜海岸通2丁目 4番1号		
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

教育相談所及び分室を新たに設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。